

三重県 DX 推進基盤基本計画策定支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

三重県 DX 推進基盤基本計画策定支援業務委託

2 履行期間

契約日から令和 8 年 9 月 30 日まで

3 履行場所

三重県津市広明町 13 番地 三重県本庁舎内 他

4 本委託業務の目的

現行の三重県 DX 推進基盤（以下、「現行システム」という。）は、行政 DX の推進に不可欠となる高いレベルの信頼性、可用性、保守性、保全性、安全性を維持しつつ、職員の業務効率化とさらなる生産性の向上、住民目線の行政サービス創出を目的に整備した情報基盤である。

令和 4 年度に構築した現行システムは、令和 10 年 3 月に保守期限を迎えることから、次期三重県 DX 推進基盤（以下、「次期システム」という。）の構築に向けた準備を早急に進める必要がある。

また、次期システムは、現行システムの運用延長にとどまらず、業務生産性や安全性、費用対効果のさらなる向上はもとより、社会や行政ニーズの変化に的確に対応できる柔軟性の高いシステムの構築を目指している。

そのため、本委託業務では、専門的な見地から、現行システムや周辺契約の十分な検証・分析等を行い、次期システムの全体像や機能の概要を明確にした構想を策定するとともに、同構想に基づいた要件定義、さらには調達仕様書等の作成を目的として実施するものである。

5 納品物件と提出期限

(1) 予算化に向けた費用積算

令和 7 年 10 月 10 日まで

(2) システム要件定義書

令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 調達仕様書及び費用積算

令和 8 年 7 月 31 日まで

(4) 基本計画書

令和 8 年 9 月 30 日まで

これらについては、紙媒体 1 部、電子媒体（CD-ROM または、DVD-ROM）1 部を納品すること。

6 想定スケジュール

本県が想定する本委託業務のスケジュールは、別紙 1 を参照すること。

7 本委託業務の概要

(1) 予算化に向けた概要構想及び費用積算の作成

(ア) 現行システムの調査・分析

- ・ 利用者や現行運用事業者へのヒアリング等を行うことで現行システムの調査・分析を行い、潜在的な課題を洗い出すこと。
- ・ 現行システムが実装している各機能について、業務に対する機能分担を整理すること。
- ・ 他自治体、国、企業等におけるクラウド活用等に関する事例調査を行うこと。
- ・ 現行システムの概要及び調査対象契約については、別紙 2「現行システムの概要」及び別紙 3「三重県 DX 推進基盤関連契約一覧」を参照すること。
- ・ 既存ドキュメント（詳細設計書や運用報告書等）の調査に加え、顕在化している課題の確認を行うこと。
- ・ 顕在化している課題や次期システムの目指す効果等（現時点での想定）については、別紙 4「次期三重県 DX 推進基盤の構築」を参照すること。

(イ) 評価

- ・ 既存ドキュメントやヒアリング結果等により、現行システムの目標を確認し、現時点での達成状況について評価を行うこと。
- ・ 評価に必要な調査は、本県が保有する既存の調査結果を利用してもよい。

(ウ) 解決方針の検討と概要構想案の作成

- ・ (ア)で把握した課題のうち、解決要としたものについて、(イ)の結果を反映した優先順位付けを行うこと。
- ・ 優先順位の高いものについて解決方針を検討し結果を取りまとめること。
- ・ 対象契約について、次期システムへの統合可否の検討を行うこと。
- ・ 解決方針案を基に、次期システムに係る概要構想案を作成し、本県の承認を得ること。

(エ) 予算化に向けた費用積算の作成

- ・ (ウ)で整理した概要構想をもとに、予算化に向けた費用積算を作成し、本県の承認を得ること。

(2) システム要件定義書の作成

(ア) システム要件定義書（1 版）の作成

- ・ (1)で整理した概要構想を基に、次期システムに求める要件を整理し、システム要件定義書（1 版）を作成すること。
- (イ) RFI 仕様書の作成
 - ・ (ア)で整理したシステム要件定義書（1 版）を基に、要件の妥当性を評価するための RFI 仕様書を作成すること。
- (ウ) システム要件定義書（最終版）の作成
 - ・ RFI の結果に基づき、システム要件定義書（1 版）の修正を行うこと。
 - ・ 修正後、システム要件定義書（最終版）として取りまとめ、本県の承認を得ること。
- (3) 調達仕様書の作成
 - (ア) 調達仕様書（1 版）の作成
 - ・ (2)で取りまとめたシステム要件定義書（最終版）から、調達仕様書（1 版）を作成すること。
 - ・ 調達仕様書（1 版）の RFC を行うための仕様書を作成すること。
 - ・ RFC 提案事業者からの質問に対しての回答案を作成すること。
 - (イ) 調達仕様書（最終版）、費用積算の作成
 - ・ RFC の結果に基づき、調達仕様書（最終版）とその費用積算（最終版）を作成すること。
- (4) 基本計画書の作成

本委託業務における活動内容を基本計画書としてとりまとめ、本県の承認を得ること。

8 本県の役割

- (1) 基本的な方針の提示
- (2) 成果物の内容確認・承認
- (3) 県関係者間の調整
- (4) RFI 及び RFC の実施

9 その他注意事項

- (1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (2) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (3) 本委託業務を行う際、現行システムに対して影響がある場合は、本県業務に影響を与えない時間帯での作業を前提とし、事前に本県の承認を得ること。
- (4) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。

- (5) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (8) 本委託業務の受託事業者及び関連事業者は、令和 8 年度以降に実施を想定している次期三重県 DX 推進基盤の設計・構築、運用、保守業務等、全ての受託事業者（再委託先を含む）になることはできないものとする。なお「関連事業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。
- (9) 受託事業者は、業務の履行にあたって、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10) 受託事業者が（9）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。